

## 富士見都市計画生産緑地地区の変更（富士見市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第20-1号、第79号、第103号、第250号、第6号を次のように変更する。
- 2 都市計画生産緑地地区中第162号、第171号、第50号、第145号生産緑地地区を廃止する。
- 3 都市計画生産緑地地区中第63号、第16号、第7号、第181号生産緑地地区を次のように追加する。

名 称	面 積	備 考
第20-1号生産緑地地区	約 2.93ha	
第79号生産緑地地区	約 0.08ha	
第103号生産緑地地区	約 0.06ha	
第250号生産緑地地区	約 1.84ha	
第6号生産緑地地区	約 0.48ha	
第63号生産緑地地区	約 0.96ha	
第16号生産緑地地区	約 0.19ha	
第7号生産緑地地区	約 0.15ha	
第181号生産緑地地区	約 0.42ha	

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

## 理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除及び農地等の新たな指定により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。